

講演 I

伝道の使信

内田和彦

序

今日、日本の教会の教勢は振るわない¹。伝道集会や伝道礼拝を開くことが少なくなり、教会の伝道力が低下しているように思われる。使信の内容も変わり、神が人の罪をさばかれることを率直に語り、悔い改めを迫る直球勝負は少なくなったのではないか。心病む人を配慮してか「癒し」が強調され、同伴者のイエス像を語るが多くなったように思われる。伝道説教の後の「招き」を控え、「決心者」や「求道者」といった呼び方を避けるのは、「未信者」の気持ちを配慮する成熟の徴なのかもしれないが、伝道の情熱の後退と連動しているのであれば憂うべきことである。

教会に集う若者たちの減少も顕著である²。キリスト教に好意を抱いていても、教会式の結婚式を望むカップルが数多くいても、求道につながらない。信じる決心をしても、受洗に至らない。受洗しても教会形成に参与する者となかなかならない。逆に、受洗者が信仰を「卒業」して行く現象は一向になくならない。こうした教会形成全般にわたる困難さを覚えるとき、今日の日本における伝道を神学的に再考することは急務である。

¹ CIS 教会インフォメーションサービスによると、ここ数年間の受洗者は8千人台から9千人台にとどまり、教会数の増加は2000年頃から頭打ちになっている。また2008年には半数以上の教会で受洗者数ゼロであったと報告されている。またクリスチャン新聞の2007年12月25日号によれば、伝道牧会に閉塞感を覚える教会が半数近くに上る。

² クリスチャン新聞の同じ号によれば、14.5パーセントの教会で青年会を中止している。

宗教改革の結果生まれた教会が「福音主義」教会と呼ばれることになったのは、それが聖書的な福音を再発見し、宣証したからである。その福音信仰において信仰復興が起り、大衆伝道や異文化宣教がなされ、多くの人々が救いを受け入れて来た。19世紀以降は、特に自由主義神学との対決の中で、福音主義教会は福音の伝統的な理解を堅持して来た。まさに、福音主義教会が取り組んできた最大の神学的アジェンダは伝道の神学であった³。したがって、伝道が困難と言われる今日の日本において、伝道とは何か、特に伝道の使信とは何かを再考することは、福音主義のアイデンティティに関わる火急の課題である。

この課題との取り組みは、まずは聖書神学的なものでなければならない。神学はこの世界に向かうものでもあるが、まず聖書そのものに向かわなければならない。聖書の説くところにしたがって救いを経験した者たちが証人となり、伝道を進めて来たし、聖書に立ち返ることによって信仰復興が起り、聖書に聞くことによって伝道は新たな息吹が注がれて来たからである。そこで、この小論も三つの問いを立てて、聖書に向かう。第一に、新約聖書に語られている救いの使信は「何からの救いか」、第二に、新約聖書に報告されている伝道において「何を伝えているか」、第三に、新約聖書の教会は救いの使信を「どのように伝えているか」である。

本論

1. 新約聖書に語られている「救いの使信」：何からの救いか

A. 神の聖なる怒りからの救い

聖書に語られている「救い」とは何なのか。R. C. Sproul⁴は「何からの救いなのか」という問いを立て、「やがて来る御怒り」(Iテサロニケ 1:10)からの救いであるという答を出している。確かに、新約聖書において救いの反意語のひとつは神の怒りがくだることである(マタイ 3:7、ヨハネ 3:36、Iテサロ

³ 福音主義キリスト教の複雑な歴史的背景については、宇田進『福音主義キリスト教と福音派』(増補版、いのちのことは社、1993、参照)。

⁴ R. C. スプロール『何からの救いなのか』、いのちのことは社、2008年

ニケ 5:9)。神のさばきは終わりの日に神の怒りがくだされることにある(ローマ 2:5-6、黙示録 6:16-17、11:18)。罪ある人間は「生まれながら御怒りを受けるべき子ら」⁵であり(エペソ 2:3)、神の怒りが罪を犯す者たちにくだると警告が繰り返し語られている(エペソ 5:6、コロサイ 3:6、Iテサロニケ 2:16、エペソ 3:8-16)。救いはまさしく神の怒りからの救いである(ローマ 5:9)。

神の怒りからの救いはまた、「なだめ(の供え物)」という概念の示すところでもある。神の怒りは、何事にも許容的な現代人には「つまずき」となる。そこで怒りを非人格化し、罪人が自らの罪の故に被る災いを表す表現として捉えようとするC. H. Doddらの提案は⁶、歓迎される。彼らはヘブル語の כָּפַר とその七十人訳におけるギリシャ語訳 ἱλάσκομαι を償いや汚れの除去を表すものと理解する⁶。しかしLeon MorrisやRoger Nicoleらの研究が示すように⁷、Doddのデータは不完全で、全能者の怒りをなだめるという概念が見出されるマカベア書、ヨセフォス、フィロン、さらにはクレメンスの第一の手紙やヘルマスの牧者といった使徒教父文書が見落とされている。

「神の怒り」という思想を私たちは、救いの使信から外してはならない。同時に、不要なつまずきを除くために、その意味するところを十分に説明しなければならない。気まぐれな人の怒りや暴君の怒りと違い、神の怒りは、人間の罪に対して決して妥協しない、断固とした拒絶を意味しているのであって、正義が成立する前提となるものである。神のかたちとして造られた人間が、邪悪な犯罪に対して義憤を覚えるとすれば、神が罪に対して憤るのは当然のことで

⁵ C. H. Dodd, *The Epistle to the Romans*. *Moffatt NT Commentary* (London: Hodder & Stoughton, 1932); idem, *The Johannine Epistles*. *Moffatt NT Commentary* (London: Hodder & Stoughton, 1946). 同様にA. T. Hanson, *The Wrath of the Lamb* (London: SPCK, 1959)も参照。

⁶ 新共同訳において「なだめ(の供え物)」ではなく、「罪を償う(供え物/いけにえ)」といった訳語が使われているのも、こうした議論に沿ったものであろう。

⁷ Leon Morris, *The Apostolic Preaching of the Cross* (Tyndale Press, 1955); Roger Nicole, "C. H. Dodd and the Doctrine of Propitiation" *Westminster Theological Journal* 57 (1955) 2: 117-157. さらにF. Buechsel & J. Hermann, "ἱλεως, ἱλάσκομαι, ἱλασμός, ἱλαστήριον" *TDNT* 3:300-323も参照。

ある。神の怒りは、むしろ神の真実と義しさの表れである⁸。

「民の罪のために、なだめがなされる (ιλᾶσκαμαι) ため」キリストは十字架で死なれた (ヘブル 2:17)。「神は、キリスト・イエスを、その血による、また信仰による、なだめの供え物 (ἱλαστήριον) として、公にお示しに」なった (ローマ 3:25)。キリストこそ人の罪のため、世全体のための「なだめの供え物 (ἱλασμός)」であり、「神が私たちを愛し、私たちの罪のためになだめの供え物 (ἱλασμός) としての御子を遣わされ」たのである (I ヨハネ 2:2, 4:10)。それが十字架の死の意味であり、そこに神の愛が表されているとすれば、救いの使信として、なだめの供え物なるキリストを語らないわけにはいかない。それは、救いを「神の怒り」からの救いとして語ることに他ならない。

同様のことが、「和解」についても言える。和解が必要なのは神と人との間に敵意があるからである。人の神に対する敵意 (ἐχθρα) ばかりか (ローマ 8:7)、上述したように、人の罪に対する神の聖なる怒りもある。罪が神と人の交わりを破壊したために (申命記 31:17、イザヤ 59:1-2) 必要となった和解を、神はキリストの十字架によってもたらした。「敵であった私たちが、御子の死によって神と和解させられた (κατηλλάγημεν)」、「十字架の血によって平和をつくり、御子によって万物を、御子のために和解させてくださった (ἀποκαταλλάξαι)」、「神は、キリストによって (διὰ Χριστοῦ)、私たちをご自分と和解させ」た (καταλλάξαντος)、「神は、キリストにあって (ἐν Χριστῷ)、この世をご自分と和解させ」た (καταλλάσσω) とパウロは繰り返して述べている (ローマ 5:10、コロサイ 1:20、II コリント 5:18-19)。なだめと同様に、和解は神の側からもたらされたものであり、主導権はいつも神にある。

このように神の怒りからの救出は、「なだめ」や「和解」として表現されるが、「なだめ」に比べ「和解」はより積極的な概念である。和解の結果、人は神との新しい関係、人との新しい関係に入れられるからである。パウロは、ユダヤ人と異邦人を「一つのからだとして、十字架によって神と和解させる」恵みを語る (エペソ 2:16)。異邦人キリスト者もユダヤ人の「聖徒たちと同じ国民で

⁸ John R. W. Stott, *The Cross of Christ* (Downers Grove, IL: InterVarsity Press, 1986) 173. 参照

あり、神の家族」となる (同 2:19)。神と和解させられた者たちは、神を「アバ、父」と呼ぶことのできる関係と (ローマ 8:15)、それ故にまた、兄弟姉妹としての相互関係に導き入れられ、さらに、「和解の務め」を託された使節、「和解のことばをゆだねられた」使者となる (II コリント 5:18-20)⁹。

以上の考察が示すように、罪に対する神の聖なる怒りがなだめられ、怒りから解放されるという告知は救いの使信として重要である。特に神の聖性についての意識が希薄化している今日、教会はこのメッセージを回復しなければならない。しかしながらまた、私たちの救いが、より積極的な神との和解、その結果としての人との和解に導かれていく、新しい歩みであるということも、同時に強調されなければならない。

B. 罪責からの救い

「何からの救いなのか」という問いに対する答は、「神の怒りから」だけではない。明らかに、聖書は「罪からの救い」を語っている。「ご自分の民をその罪から救ってください」イエスは中風の男に向かって「あなたの罪は赦された」と告げ、自らが「地上で罪を赦す権威」を有することを明らかにした (マタイ 1:21, 9:5-6)。伝道は「罪の赦しを得させる悔い改め」がイエスの名によって宣べ伝えられることである (ルカ 24:47)。イエスが救い主として立てられたのは、「イスラエルに悔い改めと罪のゆるしを与えるため」であった (使徒 5:31)。こうして、イエス自身が「罪のゆるしの福音」を伝え、教会もイエスの名において同じ福音を伝えた。「罪からの救い」は、まず「罪が赦される」こと、すなわち、罪責からの解放である。

贖罪論の用語、「あがない」と「義認」は、この文脈で取り上げるべきであろう。「あがない」は奴隷を代価を払って解放することである。「罪を行なっている者はみな、罪の奴隷」であるから (ヨハネ 8:34)、救いは「罪から解放さ

⁹ 2000年に沖縄で開催された第四回日本伝道会議が、福音の使信を「和解の福音」としてまとめたことは、あらゆる関わりが修復を必要としている今日的状況における福音の理解として適切であろう。櫻井罔郎『沖縄宣言、その背景と私たちの責任』(いのちのことば社、2001)、内田和彦、佐布正義、藤本満、岡山英雄、藤原導夫『和解の福音とは何か』(いのちのことば社、2001)を参照。

れて、義の奴隷と」なることである（ローマ 6：17-18）。救いはまた、罪の結果、死に支配されるようになり（同 5：12、14）、「死の恐怖につながれて奴隷となっていた」人間をキリストが自らの死をもって解放することでもある（ヘブル 2：14-15）。さらにキリストはのろわれたものとなって、人を「律法ののろいから」も贖い出した（ガラテヤ 3：13）。神がキリストを遣わし、「律法の下にある者」としたのは「律法の下にある者を贖い出すため」であった（同 4：4-5）。ここに「律法の奴隷」という表現はないが、動詞 ἐξαγοράση は奴隷の買い戻しを意味している¹⁰。

キリストによる贖いは、そのような奴隷状態からの解放をもたらす。解放に必要な代価としてのいのちが供されたからである。イエスの使命は「贖いの代価（λύτρον）として、自分のいのちを与える」ことにあった（マルコ 10：45）。パウロは、キリストは人間にとって「贖い（ἀπολύτρωσις）」となられたと述べている（I コリント 1：30）。この「贖い」に含まれる重要な概念は「身代わり」である。レビ人がイスラエルの初子の身代わりになり、レビ人の数を超えた初子のためには「贖いの代金（פְּדוּיָי / λύτρα）」5シケルが支払われた（民数記 3：40-51）。キリストはすべての人の「贖いの代価（ἀντίλυτρον）」として自身を与えたのであって（I テモテ 2：6）、血が身代金である（エペソ 1：7）。「やぎと子牛との血」ではなく、神の御子の血、「キリストが傷のないご自身を、とこしえの御霊によって神におささげになったその血」である（ヘブル 9：12、14）。だからペテロは「銀や金のような朽ちる物」と対比させて、「傷もなく汚れない小羊のようなキリストの」血の尊さを強調する（I ペテロ 1：18-19）。ヘブル人への手紙は、繰り返される動物の犠牲と違って、キリストによる贖いが「ただ一度」の「永遠の贖い」であったと述べることで、贖いの確かさも強調している（ヘブル 9：11-28）。

宗教改革者たちが救いの使信の中心にあると理解した「義認」は、罪ある人

¹⁰ 但し、パウロが「律法の奴隷」という言い方をせず、「律法ののろいからの／律法の下にある者の贖い」と表現したのは、律法自体は「聖なるもの／良いもの」であると認識していたからであろう（ローマ 7：12、13）。律法によって生きようとしても違反することは必定で、違反者が被るのろいを免れることはできないから、その意味で、律法ののろいの奴隷であったのである。

間が断罪されずに「義と認められる」ということである。法をもって世界を治める神は違反者をさばかれる。神が「人々の隠れたことをさばかれる」（ローマ 2：16）なら、神の前にだれも立つことができない（詩篇 130：3）。「律法を行うことによっては、だれひとり神の前に義と認められない」からである（ローマ 3：20）。ところが、そのような者たちに神の義が示された（同 3：21）。罪ある者を義と認めれば、神の義は成立しないし、神が義をもってさばかれるなら、罪人は「永遠の滅びの刑罰」を免れることはできない（II テサロニケ 1：9）。にもかかわらず、「神ご自身が義であり、また、イエスを信じる者を義とお認めになる」道が開かれた。それは罪のないキリストが、罪人の代わりに断罪されたからである（ローマ 3：26、II コリント 5：21）。このような意味で、福音の使信は罪からの救いを宣言する。

C. 罪（の力）からの救い

「罪からの救い」には、罪の責任が問われないことだけではなく、罪の力からの自由も含まれる。人は罪の奴隷状態から解放されて、義の奴隷、神の奴隷とされる（ローマ 6：7、18、22）。ペテロが「この曲がった時代から救われなさい」と訴えたのも（使徒 2：40）、パウロが「今の悪の世界から私たちを救い出そうとして」キリストが死なれたと説明するのも（ガラテヤ 1：4）、世を支配する罪の影響からの解放として救いを理解しているからである。しかしまた、聖霊に満たされていなければ肉に支配され、「だれが、この死の、からだから、私を救い出してくれるのでしょうか」と叫ぶことになる（ローマ 7：24）¹¹。しかし、御霊に従って歩むなら、罪の支配からの解放が現実のものとなる（同 8：2-13）。

贖いは、奴隷が代価を払って解放されることであるから、贖われた者は自由を得る。ガラテヤ 4：5-7によれば、人は「律法の下にある者」であったが、贖い出された結果「子としての身分」を受けた。それは単なる身分の変更ではな

¹¹ ローマ 7 章は、冒頭で「兄弟たち」と呼びかけ、「律法を知っている人々に書いている」と述べているように、異邦人クリスチャンを中心にしたローマ教会の全会衆に向けて書いているのであって、24 節の叫びは未信者のそれではない。D. J. Moo, *The Epistle to the Romans* (NICNT) (Grand Rapids: Eerdmans, 1996) 411-12 参照